

山口県報

平成24年
5月1日
(火曜日)

目次

訓令	山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令（防災危機管理課）	一
公告	山口県環境影響評価条例の規定に基づく公聴会の開催（環境政策課）	一
	山口県環境影響評価条例の規定に基づく公聴会の開催（環境政策課）	一
	土地改良事業施行認可申請に係る決定（農村整備課）	二
	土地改良区役員の出出（農村整備課）	二
	開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	三
	契約の締結（会計課）	三
	公安委告示	三
	山口県風俗環境浄化協会の変更の出出	三
	公安委公告	三
	一般競争入札の実施	三

山口県訓令第六号

山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年五月一日

山口県知事 二井 関成

庁中一般
各出先機関

山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令

山口県防災行政無線施設取扱規程（昭和五十五年山口県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

別表の4の表ぼうさいうへしうほうの項中「~~ぼうさいいんしんしんじ~~」を「~~ぼうさいいんしんしんじ~~」に改め、同表ぼうさいいんしんしんじの項中「~~ぼうさいいんしんしんじ~~」を「~~ぼうさいいんしんしんじ~~」に改める。

附則

この訓令は、平成二十四年五月一日から施行する。

(二二) 山口県環境影響評価条例の規定に基づく公聴会の開催

山口県環境影響評価条例（平成十年山口県条例第三十七号）第二十条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成二十四年五月一日

山口県知事 二井 関成

一日時、場所等	山口県知事	二井 関成
日 時	場 所	収容人員
平成二四、六、六 午後一時三〇分	下関市リサイクルプラザ	五〇人程度
二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		
名 称	国土交通省九州地方整備局	
氏 名	吉崎 収	
所在地	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番七号	
三 対象事業の名称、種類及び規模		
名 称	関門航路（西側）土砂処分場整備事業	
種 類	水面の埋立て	
規 模	約三三ヘクタール	
四 対象事業実施区域		
	下関市長州出島一番地先	
五 公述の申出の手續		

- (一) 公聴会において環境の保全の見地からの意見を述べようとする者は、平成二十四年五月二十一日までに、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号、対象事業の名称並びに意見の要旨を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇―）山口県環境生活部環境政策課に提出してください。
- (二) 公述申出書を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者を選定します。
- (三) 公聴会の運営を円滑に行うため必要があるときは、意見を述べる時間を制限することがあります。
- (四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、その旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

六 その他

- (一) 公聴会を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けてください。傍聴券は、公聴会当日、受付で先着順に交付します。
- (二) 公聴会に関する問合せは、山口県環境生活部環境政策課（電話〇八三―九三三―二九三三）にしてください。

(二二二) 新規土地改良事業の施行の認可の申請に係る決定

次の新規土地改良事業の施行の認可の申請は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年五月一日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容	土地改良区の名称	施行地区	事業の種類
	柳井市土地改良区	小路の池地区	ため池の整備
二 縦覧の期間	平成二十四年五月二日から同月二十一日まで		
三 縦覧の場所	山口県農林水産部農村整備課		

(二二三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十四年五月一日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員	土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
	下松土地改良区	理 事	近藤 政司	下松市生野屋五丁目五番一七号
		監 事	中嶋 貞一	南花岡四丁目一番五号
			松村 文雄	清瀬町一丁目一番三〇号
			金近 健治	瑞穂町三丁目一四番一号
			清水 芳則	望町三丁目一四番一号
			吉岡 民夫	潮音町四丁目一三番五号
			相本 正喜	西柳一丁目六番二八号
			松村 好裕	大字末武上一九〇七
			内山 禮介	南花岡一丁目一九番七号
二 退任した役員	土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
	下松土地改良区	理 事	近藤 政司	下松市生野屋五丁目五番一七号
			八木 誠	大字末武上四六二の一
			松村 文雄	清瀬町一丁目一番三〇号
			金近 健治	瑞穂町三丁目一四番一号
			清水 芳則	望町三丁目一四番一号
			吉岡 民夫	潮音町四丁目一三番五号
			相本 正喜	西柳一丁目六番二八号
			下村 和美	大字末武中一二九二
			田村 通	生野屋三丁目一番一八号

(二一四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年五月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
美祢市大嶺町東分字萩ノ尾並びに伊佐町河原字花地及び字勝負
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宇部市大字小串一九七八番地の九六
宇部興産株式会社

(二一五) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十四年五月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局会計課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
財務会計システム運用維持管理業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十四年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 六 契約金額
八千六百八十九万九千八百七十二円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者

山口県知事 二井 関成



山口県公安委員会告示第十八号

風俗環境浄化協会に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第三号)第三条第一項の規定により、社団法人山口県防犯連合会から次のとおり変更の届出があった。

平成二十四年五月一日

山口県公安委員会

変更事項	変更内容	
	変更後	変更前
名称	公益社団法人山口県防犯連合会	社団法人山口県防犯連合会
事務所所在地	山口市大手町二番四〇号	山口市滝町一番一号

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十四年五月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 入札に付する事項
 - (一) 次に掲げる物品の購入
 - (二) 物品等の名称及び数量
 - (三) 交通信号灯器 一七六三台
 - (四) 物品等の特質等
 - (五) 入札説明書及び仕様書による。
 - (六) 納入期限

平成二十四年八月十七日

(四) 納入場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百七十一号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十四年山口県告示第四十四号)に基づく資格審査において、電気通信機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部交通規制課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部交通部交通規制課

(三) 受領期限

平成二十四年六月十一日午後三時(入札書を持参する場合は、平成二十四年六月十二日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階交通部会議室

(二) 日時

平成二十四年六月十二日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者 二井 関成
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否 要
 - (四) 契約保証金 免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課(電話〇八三一九三三〇一〇〇)に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
 - (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Traffic lights 1763
 - (3) Delivery period: August 17, 2012
 - (4) Delivery place: the place where a person in charge of the contract will decide

- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice : Traffic Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takinachi, Yamaguchi City (Tel 083-933-0110)
 - (6) Time-limit for tender : 3 : 00 P.M. June 11, 2012 (In case of bringing a tender : 2 : 00 P.M. June 12, 2012)
-

平成二十四年五月一日
発行

発行
行人所

山口県
知事